

令和3年度「地域発！いいもの」応援 募集要項

地域独自の伝統技能の後継者の育成の取組、地場産業の後継者育成の取組や独自の技能検定の実施、産業集積地における後継者育成の取組等、地域で行われているものづくり産業振興、技能者育成等に役立つ特色ある取組や制度を広く募集します。応募のあった取組について選定委員会で選定されると「地域発！いいもの」として、厚生労働省のホームページ、技能検定制度等のポータルサイトの「技のとびら」に掲載されます。併せて、「選定証」、副賞としての「楯」が贈呈されます。

■実施主体

厚生労働省の委託を受けた中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会が、それぞれ中央技能振興センター及び地域技能振興コーナーを開設し実施します。

■募集対象

以下のいずれかに該当する取組又は制度を募集します。

- (1) ものづくり産業に係る技能の振興に資するような地域における取組又は地域で制定した制度
- (2) ものづくり産業に係る技能者育成に資するような地域における取組又は地域で制定した制度
- (3) その他ものづくり産業の振興に資するような地域における取組又は地域で制定した制度

※応募例

- ・複数の企業が連携し技能者の育成等を目的に地場産業に関する職種の競技会を開催している。
- ・地方業界団体が独自の評価制度を立ち上げ技能者の育成や地場産業の活性化に勤めている。
- ・地方業界団体が地域固有の伝統技能の継承・後継者育成のための技能講習などを行っている。

過去に選定された事例については以下の URL で公表されています。

URL: <https://waza.mhlw.go.jp/>

■応募要件・応募資格

上記「募集内容」に該当するもので、次の「応募要件」「応募資格」のすべてを満たしている必要があります。

(1) 応募要件

- ① 応募申請書記入日現在において、現に実施している取組であること。
- ② 取組内容を公表することが可能であること。
- ③ 既に選定を受けている取組でないこと。

(2) 応募資格

- ① 応募取組を実施する国内で活動している企業・団体、地方公共団体、非営利活動法人等であること。
- ② 暴力団等に該当しない団体等であること。

- ③ 以下の行為又は活動を行う団体等でないこと。
- ア 犯罪もしくは犯罪に結びつく行為（活動）、またはその恐れのある行為（活動）
 - イ 公序良俗に反する行為（活動）、またはその恐れのある行為（活動）
 - ウ その他、法律、法令もしくは条令に違反する行為（活動）、またはその恐れのある行為（活動）
- ④ 本制度の趣旨に鑑みて不適切と認められる事実がない団体等であること。

■応募期限

令和3年11月5日（金） 必着^(※) ※:郵送の場合、応募者はその旨をコーナーに連絡すること。

■応募方法

次の書類を応募期限までに、応募者が所在する地域を管轄する地域技能振興コーナー（巻末参照）へご提出下さい。

(1) 応募書類

- ・「地域発！いいもの」応募申請書（様式第1号）^(※)
- ・補足資料

※ 本様式はポータルサイト「技のとびら」(<https://waza.mhlw.go.jp/>) からダウンロードできます。

(2) 応募点数

「地域発！いいもの」応募申請書（様式第1号）1通につき1事例とし、何事例でも応募は可能です。

(3) 留意事項

- ・応募に係る一切の費用は応募者の負担とし、応募書類は返却いたしません。
- ・応募に当たっては、取組の具体的な様子が把握できる写真のデジタルデータ(3点程度)をご提出ください。ご提出頂いたデータは選定された場合、報告発表用資料やポータルサイト「技のとびら」に掲載いたします。また、必要に応じて応募申請書（様式第1号）の他に図面など補足資料を添付しても差し支えありません。補足資料は紙媒体・A4版の任意の様式で、5枚程度の分量として下さい。
- ・応募書類に用いる「写真」や「図」は、選定後、厚生労働省の報道発表、ポータルサイト「技のとびら」に掲載され、また、報告書等への掲載など制度の周知、広報等に使用いたしますので、肖像権や知的財産権等の関係法令に抵触しないものをご提出下さい。

■選定委員

委員会は、次の有識者等により構成されます。

なお、委員会開催日程の都合により、代理出席者による場合もあります。

<委員（敬称略）>

稲葉 康生	ジャーナリスト（元 毎日新聞 論説委員）
塩田 泰仁	職業能力開発総合大学校 名誉教授
橋本 久義	政策研究大学院大学 名誉教授
藤田 康文	一般社団法人 共同通信社編集局
野村 栄悟	内閣府 地方創生推進室 参事官
山地 あつ子	厚生労働省 人材開発統括官付能力評価担当参事官

■選定方法

応募事例が①新規性、②独創性、③先見性、④地域特性の活用、⑤他者による応用性、⑥取組の効果があらわれているか否かを審査するとともに、各委員の有する知見に基づく観点から「地域発！いいもの」として選定するにふさわしい取組であるか否かを議論・検討し選定します。

■結果通知及び公表

- (1) 中央技能振興センターから各都道府県の地域技能振興コーナーを通じて応募者あてに選定結果を通知します。
- (2) 選定された応募者には、地域技能振興コーナーを通じて「地域発！いいもの」選定証及び楯を贈呈します。
- (3) 選定された場合、厚生労働省の報道発表、ポータルサイト「技のとびら」(<https://waza.mhlw.go.jp/>)などで公表されます。掲載スペースなどの関係で応募申請書の文章表現等を一部修正して記載することもございますのであらかじめご了承ください。
- (4) ポータルサイト「技のとびら」においては、「地域発！いいもの」として選定された取組の内容（個人情報を除く）を紹介し、事例が閲覧者からどのような評価を受けているか分かるようカウントを表示します。

■その他

次の内容につき、ご了解下さい。

- (1) 「地域発！いいもの」応募に係る申請書類、写真及び図表などについては、「若年技能者人材育成支援等事業」に係る報告書、周知、広報等に使用しますので、著作権法第27条及び第28条の権利を譲渡していただきます。
また、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)については行使しないものとなります。ただし、選定者の方はホームページへの掲載などご自由に使用できます。
- (2) また、「地域発！いいもの」応募に係る写真について、選定者の方が代表して、肖像等を、報道発表資料、ホームページ及び関係する広報資料等の範囲において、無償で使用することに同意していただきます。
- (3) 申請内容に重大な誤りがあった場合、申請内容の虚偽が判明し、悪質と判断された場合、その他中央技能振興センターが不適当と認めた場合は、認定が取り消されます。

■個人情報の取扱い

収集した個人情報は、個人情報保護法に基づく、受託者が定めるものにより適切に管理いたします。

■問合せ先

中央職業能力開発協会
(中央技能振興センター)
技能者育成支援室 育成支援課
TEL: 03-6708-2904/2905 FAX: 03-3365-2717
〒160-8327 東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア 11F

都道府県コーナー問合せ先一覧

番号	都道府県コーナー名	郵便番号	所在地	電話番号
1	北海道技能振興コーナー	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
2	青森県技能振興コーナー	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内 青森県職業能力開発協会内	017-738-5561
3	岩手県技能振興コーナー	028-3615	岩手県紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4622
4	宮城県技能振興コーナー	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5380
5	秋田県技能振興コーナー	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県立秋田技術専門校 職業訓練センター内 秋田県職業能力開発協会内	018-874-7135
6	山形県技能振興コーナー	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-645-3131
7	福島県技能振興コーナー	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F 福島県職業能力開発協会内	024-522-3677
8	茨城県技能振興コーナー	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
9	栃木県技能振興コーナー	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 (県庁舎西別館)	028-612-3830
10	群馬県技能振興コーナー	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
11	埼玉県地域技能振興コーナー	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011
12	千葉県技能振興コーナー	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-7860
13	東京都技能振興コーナー	101-8527	千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎5階	03-6631-6056
14	神奈川県技能振興コーナー	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-633-5403
15	新潟県技能振興コーナー	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155
16	富山県技能振興コーナー	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870
17	石川県技能振興コーナー	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487
18	福井県地域技能振興コーナー	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
19	山梨県技能振興コーナー	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916
20	長野県技能振興コーナー	380-0836	長野市大字南長野南県庁688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9080
21	岐阜県技能振興コーナー	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内	058-379-0521
22	静岡県地域技能振興コーナー	424-0881	静岡市清水区楠160	054-344-0202
23	愛知県技能振興コーナー	451-0062	名古屋市西区花の木一丁目4番4号メゾン花の木2階201号室	052-524-2075
24	三重県技能振興コーナー	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F 一般社団法人三重県技能士会内 三重県技能振興コーナー	059-225-1817
25	滋賀県技能振興コーナー	520-0865	大津市南郷5丁目2-14	077-537-1213
26	京都府技能振興コーナー	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075
27	大阪府地域技能振興コーナー	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-4394-7833
28	兵庫県技能振興コーナー	650-0011	神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター3F	078-599-9134
29	奈良県技能振興コーナー	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	0742-24-4127
30	和歌山県技能振興コーナー	640-8272	和歌山市砂山南3丁目3番38号 和歌山技能センター内	073-499-6484
31	鳥取県技能振興コーナー	680-0845	鳥取市富安2丁目159 久本ビル5F	0857-30-0708
32	島根県技能振興コーナー	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
33	岡山県技能振興コーナー	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10	086-225-1580
34	広島県技能振興コーナー	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
35	山口県地域技能振興コーナー	753-0051	山口市旭通り二丁目9-19	083-922-8646
36	徳島県技能振興コーナー	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
37	香川県地域技能振興コーナー	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内 (香川県職業能力開発協会内)	087-882-2910
38	愛媛県技能振興コーナー	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2F	089-961-4077
39	高知県技能振興コーナー	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
40	福岡県技能振興コーナー	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
41	佐賀県技能振興コーナー	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
42	長崎県技能振興コーナー	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
43	熊本県技能振興コーナー	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-289-5015
44	大分県技能振興コーナー	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-6441
45	宮崎県技能振興コーナー	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-58-1570
46	鹿児島県技能振興コーナー	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
47	沖縄県技能振興コーナー	900-0036	那覇市西3-14-1	098-894-3231

「地域発！いいもの」応募申請書(記入例)

記入日: 令和3年〇月〇日

中央技能振興センター 殿

[記載上の留意事項]

1. 「募集要項」や後述の【応募上のご注意】に了解、同意の上、記載してください。
2. 記入欄が足りない場合、様式は変更せず別紙を添付してください。
3. 補足資料がある場合は、A4版の任意の様式として3枚程度としてください。
4. 取組の具体的な様子が把握できる写真のデジタルデータ(3枚程度)をご提出ください。
5. 「写真」や「図」等をご使用いただき、分かりやすい説明に心掛けください。
6. 「地域発！いいもの」に選定された取組については、非公開項目(※印)を除きポータルサイト「技のとびら」や資料等で公開します。

1. 応募者概要

(ふりがな)	マルマルジギョウキョウトウクミアイ	(ふりがな)	チュウオウタロウ
企業・団体名	〇〇事業協同組合	代表者氏名 ※	中央 太郎
		役職名 ※	理事長
所在地	〒000-0000 東京都〇〇区〇〇1-1-1		
連絡担当名 ※	中央 次郎	所属 ※	〇〇部
電話番号 ※	000-000-0000	FAX番号 ※	111-111-1111
E-mail ※	〇△〇@javada.com	URL	www.javada.com
企業・団体等の概要	<業種、業務概要等を記載> 1. 組合員の取り扱う製品、その他の諸材料の共同購入及び〇〇工事の共同受注 2. 〇〇に関する技能講習会の実施、技能検定試験等の各種講習会・セミナーの開催 3. 〇〇の周知及び普及並びに後継者・人材育成を図るため、関係機関と連携した若年者向けの「ものづくり体験教室」、「イベント」への参加等		

【応募上のご注意】

- ・応募者は募集要項の内容について了解、同意の上、ご応募ください。
- ・ご提出していただいた書類は返却いたしません。控えなどは応募者責任でご対応ください。
- ・応募申請書や補足資料に貼付する写真や図については、肖像権や知的財産権等の関係法令に抵触しないものをご使用ください。
- ・応募に係る電話番号等の個人情報、適切に管理し、「地域発！いいもの」の選定及び本事業から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

※地域技能振興コーナー記入欄

受付年月日	令和 年 月 日
都道府県名	
受付番号(2桁)	
確認者名	
備考	

※中央技能振興センター記入欄

選定番号	
備考	

2. 取組概要

(1) 取組名称	〇〇の伝統技能の継承、後進技能者の育成	(2) 実施開始年月		
		平成〇年〇月		
(3) 取組内容(概要)				
<p>(記入例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域内の事業者に対して、〇〇に関する伝統技能の継承のための技能講習会・セミナーを実施している。 関係自治体の要請を受けて、周辺地域における歴史的建造物の修復調査の実施に協力している。 優れた技能を持つ者に対して、「〇〇マイスター」として後進の指導にあたる技能者を認定する。 広く後継者の育成するため、将来後継者になり得る者の確保や普及のため、工業高等学校における実技指導や技能の実演を行っている。 自治体等と連携して、「ものづくり体験教室」、各種手芸教室への講師の派遣などを行い、〇〇文化や技能の周知と普及活動を行っている。 <p>(記入上の注意事項)</p> <p>取組内容について、ポイントを3~5の大項目に整理して簡潔にご記入ください。地域貢献、技能振興の2つの内容を盛り込み、技能振興は技能伝承、後継者育成、技能の周知・広報、などのポイントに分けてご記入ください。業界内や組合内の活動以外に、後継者育成、一般への技能の周知や製品の周知などがあれば必ず記入してください。</p>				
(4) 取組内容(詳細)				
<p>(記入例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域内の事業者に対して、〇〇に関する伝統技能の継承のための技能講習会・セミナーの実施の実施 〇〇は、県の〇〇地区に江戸期から伝わる伝統技能です。各事業者が個別に技能伝承を行ってきたが、事業者の後継者不足、入職者の減少などにより、従来の技能伝承に頼っていたのでは後継者の育成が難しくなってきた。このため、組合全体で伝統的な技能について講習会やセミナーを実施し、後継者育成の取り組みを進めている。現在、組合内における検定試験について検討を進めている。 地域内の歴史的建造物などの修復や調査 関係の自治体と連携して、伝統的な技能を活用して、歴史的建造物の修復に係る調査や修復などを行い、これらの活動を通じて、地域貢献や地域における技能のPRを行っている。 優れた技能を持つ者に対して、「〇〇マイスター」として後進の指導にあたる技能者として認定する。 組合内に検討委員会を設置し、講習会の講師になる「〇〇マイスター」に指定し、後進の指導にあたる者を確保するとともに、各種の普及活動の実演なども行う講師として登録している。 工業高等学校における実技指導や技能の実演 県内の工業高等学校などと連携して、技能講習や技能体験を行い入職者の確保、伝統技能の普及活動を行っている。 地域における普及活動 自治体、〇〇県職業能力開発協会と連携して、「ものづくり体験教室」への参加、各種手芸教室への講師の派遣など〇〇文化や技能の周知と普及活動を行っている。 <p>(記入上の注意事項)</p> <p>取組内容のポイントに沿って、地域貢献、技能振興のうち、技能伝承、後継者育成、技能の周知・広報、などできるだけ具体的に記入してください。</p>				
		<table border="1"> <tr> <td>(4)の補足資料: (該当する□に✓ 印等チェック)</td> <td> <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し </td> </tr> </table>	(4)の補足資料: (該当する□に✓ 印等チェック)	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
(4)の補足資料: (該当する□に✓ 印等チェック)	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			
(5) 取組のアピールポイント・特徴・取組の効果など				
<ol style="list-style-type: none"> 事業所個別で行われてきた技能の伝承を組合で取り組むことにより、事業所間の交流が活発になり、組合全体の技能のレベルアップと活性化に役立っている。 修復の調査が県の広報誌や新聞に紹介され、地域における伝統技能の県内へのPRに繋がった。また、組合内における技能伝承活動のモチベーションのアップにも繋がっている。 「〇〇マイスター」の選定を行い、事業所別ではなく組合全体で技能を伝承していこうという意識が向上し、全体のレベルアップに繋がっている。 工業高校生の指導を通じて、若者や学校関係者に技能のPRができた。毎年実技指導を行うなど継続的な活動に繋がっている学校もあり、今後、業界への入職に繋がることが期待できる。 自治体や関係団体と協力して、ものづくり体験教室などの活動を通じて、多くの県民に今に伝わる伝統技能を周知広報することができ、地域外の小中学校などから体験教室などの依頼がされるようになった。 <p>(記入上の注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 技能伝承、技能向上、後継者育成などの取組主体として、技能振興の効果があつた内容を記載してください。 事業の推進や周知広報などの結果として、広く技能の重要性をアピールできた内容があれば記載してください。取組が都道府県紙や自治体の広報などに紹介された記事がありましたら、別紙として添付してください。 地域の伝統技能のPR、地域貢献活動などを通じた地域貢献について記載してください。 				
		<table border="1"> <tr> <td>(5)の補足資料: (該当する□に✓ 印等チェック)</td> <td> <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し </td> </tr> </table>	(5)の補足資料: (該当する□に✓ 印等チェック)	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
(5)の補足資料: (該当する□に✓ 印等チェック)	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			

3. 暴力団等に該当しない旨の誓約書

応募にあたり、「誓約書」の内容を確認の上、口に✓印をご記入ください。

誓 約 書

- 当社（当団体）又は私は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 応募者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 応募者として不適当な行為（活動）をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて本事業関係者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) 公序良俗に反する行為（活動）、又はその恐れのある行為（活動）を行う者
- (6) 法律、法令もしくは条令に違反する行為（活動）、又はその恐れのある行為（活動）を行う者
- (7) その他前各号に準ずる行為（活動）を行う者

(様式第2号)

「地域発！いいもの」 応募者名簿

1 / 1 枚

令和 年 月 日 (センターへの提出日)

都道府県No:

技能振興コーナー

合計 0 件

	データ管理番号 (選定番号) ※2	コーナー 整理番号 ※1	受付年月日	取組名称	応募者情報		
					企業・団体名	氏名	役職名
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※1：地域技能振興コーナーで2桁の通し番号を記入してください。
選定後はデータ管理番号の一部に使用しますので重複しないように注意してください。

※2：中央技能振興センター使用欄です。

(様式第3号)

令和 年 月 日

地域技能振興コーナー
代表者 様

中央技能振興センター長

「地域発！いいもの」応援に係る選定結果の送付について

日頃より若年技能者人材育成支援等事業の業務運営に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴コーナーを通じて提出された「地域発！いいもの」の取組について、選定委員会において審査した結果、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

つきましては、貴コーナーから応募者の方々に対し別添の選定結果を送付していただきますとともに、選定証及び楯をお渡しいたいただきますようお願い申し上げます。

なお、選定証及び楯は追って贈呈させていただきます。

記

受付番号	取組名称	企業・団体名	選定結果

【問合せ先】

中央職業能力開発協会

(中央技能振興センター)

TEL : 03-6758-2904 / 2905

FAX : 03-3365-2717

E-mail : waka@javada.or.jp

〒 160-8327

東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿[®]ライムスクエア 11 階

(様式第4号)

令和 年 月 日

(応募者名) 様

中央技能振興センター長

「地域発！いいもの」選定結果について

令和 年 月 日付「地域発！いいもの」応募にご応募いただいた下記の取組については、選定委員会において審査した結果、「地域発！いいもの」に選定されましたので、通知いたします。

記

取組の名称

○○○○○○○○

(様式第5号)

令和 年 月 日

(応募者名) 様

中央技能振興センター長

「地域発！いいもの」選定結果について

令和 年 月 日付「地域発！いいもの」応募にご応募いただいた下記の取組については、選定委員会において審査した結果、「地域発！いいもの」に選定されませんでしたので、通知いたします。

記

取組の名称

○○○○○○○○

令和3年度「地域発！いいもの」

選定証

団体名

貴団体（又は貴方）が取り組まれている「○○（活動名）」は地域における技能振興、技能尊重気運の醸成に寄与し地域の活性化に資するものであると認められるためここに「地域発！いいもの」として選定いたします

令和○年○月○日

厚生労働省 人材開発統括官

(人材開発統括官名)

「地域発！いいもの」選定委員会

座長 塩田 泰仁

